**○厚生労働省告示第二百六十三号**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十三項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二十二項第三号の規定に基づき公示する。

令和八年七月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

| 在宅就業支援団体の名称 | 在宅就業支援団体の住所 | 代表者の氏名 | 在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 特定非営利活動法人ウィーキャン世田谷 | 東京都世田谷区用賀四丁目五番七号ルビーノロトンダ三―Ｂ | 鈴木千惠子 | 東京都世田谷区用賀四丁目五番七号ルビーノロトンダ三―Ｂ | 令和八年七月七日 |

**○農林水産省告示第九百七十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市若柳有賀字新山三一の二八、三一の九二、三一の九四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百七十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区小原字ザレ二一のイ

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百七十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字小板字真入山一〇〇三、一〇一五、字向真入一〇七八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百七十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町高野字雲下一〇二八一の一四、一〇二八一の一六、一〇二八一の二九、一〇二八一の三九、一〇二八一の四〇、一〇二八一の四二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百七十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町高野字平木一〇一八二の八、字毛地一〇一八六の一五、一〇一八六の一七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百七十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県三次市布野町上布野字川平一〇三四一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）